

山梨県公報

第二千八十八号

平成二十二年

十一月十一日

木曜日

目次

告示

救急病院等の認定.....六三九

保安林の指定の予定(六件).....六三九

保安林の指定の解除の予定.....六四一

道路の区域変更.....六四一

公告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十五件).....六四二

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....六四五

教育委員会

山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校入学者募集定員.....六四五

告示

山梨県告示第三百三十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横内 正 明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田七百七十三番地

二 認定期間

平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

山梨県告示第三百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横内 正 明

一 保安林の所在場所

北杜市須玉町小尾字和田向七二二四の一、七二二四の二、七二二五、七二二六、七二二七、七二二八、七二二九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田向七二二四の一・七二二五・七二二六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字和田向七二二四の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横内 正 明

一 保安林の所在場所

大月市七保町葛野字猪久保六〇九の一、六一一、六一二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猪久保六〇九の一・六一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
字猪久保六一一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

大月市初狩町下初狩字茅所三三五三、乙二四五三、乙二四五八、乙二四五九、乙二四六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字茅所三三五三（次の図に示す部分に限る。）
字茅所乙二四五三、乙二四五八、乙二四五九、乙二四六五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

北杜市須玉町小尾字向井七三三二の一、七三三二の二、七三三三、七三三四の一、七三三四の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向井七三三二の一・七三三三・七三三四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
字向井七三三二の二、七三三四の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

蕪崎市旭町上條北割字鎌倉四一六三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎌倉四一六三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び蕪崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町杉山字辰加尾二四一六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所

北杜市高根町清里字念場原三五四五の六七〇七から三五四五の六七二〇まで、三五四五の六七二二から三五四五の六七二八まで

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

山梨県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年十二月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 一四〇号

三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市石和町河内字宮窪四一四番の二地先から 笛吹市石和町河内字宮窪四五一番の一地先まで	一〇・七 二九・三	七・二 九・五		一八九・〇

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 佐野建築
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町楮根四千二百十八番地一
 - 3 代表者の氏名 佐野真一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第六六四七号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社コーホー企画
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市井之口九百七十一番地六
 - 3 代表者の氏名 依田豊
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六七九九号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社エム・ティーコーポレーション
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡二千九百七十番地一
 - 3 代表者の氏名 竜沢昌征
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第八三八九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 玉穂設備
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市下河東千六百八十五番地一
 - 3 代表者の氏名 飯沼敏彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第九一〇〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 アイアール株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡三千七百四十九番地
 - 3 代表者の氏名 石川諒
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第九四〇三号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社若林
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田四丁目十三番七号
 - 3 代表者の氏名 若林利行
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第五五三三号
- 四 処分の内容 塗装工事業、防水工事業、造園工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社志村裝飾店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉三丁目二十四番一号
 - 3 代表者の氏名 志村康雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第七六八〇号
- 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 創夢
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田二丁目三十二番一号
 - 3 代表者の氏名 八木創
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第九〇三八号
- 四 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年九月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大久保鉄工株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市荊沢九百三十二番地
 - 3 代表者の氏名 大久保隆司
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第五四三号
- 四 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社栄真工業
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市与縄九十三番地
 - 3 代表者の氏名 谷内眞
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第三〇一〇号
- 四 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 藤原工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市北三百六十三番地
- 3 破産管財人の氏名 反田一富
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第四九〇七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社松本住宅産業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市中下条千六百五十九番地
 - 3 代表者の氏名 椿仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第五八九五号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社遠藤空調
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河東中島千百三十八番地
 - 3 代表者の氏名 遠藤辰男

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第六九〇〇号
- 四 処分の内容 屋根工事業、管工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社日栄通信
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市湯田一丁目九番四十五号
 - 3 代表者の氏名 渋沢秀樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八九七七号
- 四 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年十月三十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社筒井建設
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町河内六十五番地一
 - 3 代表者の氏名 筒井憲也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一七）第二三三三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年十月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十二年十一月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町押越字冷間窪二二〇九の一、一二〇九の三並びに字新田西一六七五の四及び一六七五の六の区域
- 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市住吉四丁目二十一番二号シャーマゾン内籐A二百一号室 浅川 哲次

教育委員会

- 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校入学者募集定員
平成二十三年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成二十二年十一月十一日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 努

平成二十三年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員
（全日制課程）

学 校 名	学 科（コース）名	定 員	計

甲府工業					甲府東	甲府南	甲府西	甲府第一	葦崎工業	葦崎	北杜			
電子科	土木科	建築科	電気科	機械科	普通理工学コース	普通理工学	普通理工学	英語科	工業(電子機械科・電気科・情報技術科・環境化学科・システム工学科・制御工学科)	文理科	普通科	総合学	普通理工学	
(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(二) 八〇	(二) 八〇	〔一〕 〔七〕 〔二八〇〕 〔四〇〕	(一) 四〇	(六) 二四〇	(七) 二八〇	(一) 四〇	(六) 二四〇	(一) 四〇	(六) 二四〇	(四) 一四〇	〔一〕 〔三〕 〔一一〇〕 〔三〇〕
(七) 二八〇					(七) 二八〇	(七) 二八〇	(七) 二八〇	(七) 二八〇	(六) 一八〇	(七) 二八〇	(七) 二五〇			

峡南					市川	増穂商業	白根	巨摩	農林					甲府昭和	甲府城西		
土木科	インテリアコース	建築コース	建築インテリア科	電子機械科	英語科	普通科	情報処理科	商業科	普通国際文理コース	普通理工学	食品科学	造園緑地科	環境土木科	森林科学	システム園芸科	普通科	総合学
(一) 三〇			(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 三五	(三) 一一〇	(二) 六〇	(二) 六〇	〔一〕 〔五〕 〔一九〇〕 〔三〇〕	〔一〕 〔六〕 〔二四〇〕 〔四〇〕	(一) 三五	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 三〇	(七) 二八〇	(八) 二九〇
(四) 一一〇					(四) 一五五	(四) 二二〇	(五) 一九〇	(六) 二四〇	(五) 一五五					(七) 二八〇	(八) 二九〇		

谷村工業				上野原	都留	塩山			山梨	日川	笛吹			身延			
機械システム科	環境化学コース	デザインコース	化学・デザイン科	総合学科	普通科	商業科・情報システム科・国際経済科			普通英語総合コース	普通	総合学	果樹園芸科	食品化学科	普通科	理数科	普通科	情報ビジネス科
(一)			(一)	(四)	(六)	(三)	[二]	[四]	[一]	(七)	(三)	(一)	(一)	(三)	(一)	(二)	(一)
三〇	一五	一五		一五〇	二四〇	九〇	一五〇	一九〇	二八〇	一〇〇	四〇	四〇	二二〇	三〇	八〇	三〇	
(四)				(四)	(六)	(七)	(五)			(七)	(八)			(三)			
二二〇				一五〇	二四〇	二四〇	一九〇			二八〇	三〇〇			一一〇			

北杜		学校名	隣接都県募集													
長野県		対象都県	合計	甲陵	大月短期大学附属		甲府商業		富士河口湖	富士北稜	吉田		桂			
				普通科	商業科	普通科	情報処理科	商業科	普通科	総合学	理数科	普通科	文理科	普通科	電子情報科	建設科
普通科理数コース		普通科	(二)	(二)	(二)	(三)	(五)	(七)	(七)	(一)	(六)	(一)	(四)	(一)	(一)	(一)
			八〇	七〇	四〇	一〇五	一七五	二八〇	二八〇	四〇	二四〇	三〇	一六〇	三〇	三〇	三〇
			(二)	(三)	(三)	(八)	(七)	(七)	(七)	(五)	(五)					
			八〇	一一〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	一九〇					
		定員	(二八二) 六、七九〇													

身延 静岡 岡 県	総合 学 科	普 通 科	四
上野 原 東京 都、 神奈 川 県	理 数 科	普 通 科	四
	綜 合 学 科		一〇

全国募集

甲 陵 普 通 科	学 校 名	学 科 名	定 員	計
			(一) 四〇	(一) 四〇

全 日 制 合 計	(一八二) 六、八五九
-----------------------	----------------

(注) 一 定員欄及び計欄の()は、学級数を示す。
 二 定員欄の「」は、普通科のコースの学級数及び定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。
 三 韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。
 四 塩山高校は、商業科三学科を一括して募集する。
 五 「隣接都県募集」は、山梨県以外の「対象都県」からの募集を示す。
 六 「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。
 (定時制課程)

甲 府 工 業	学 校 名	学 科 名	定 員	計
			(一) 四〇	(一) 四〇
夜	昼	普 通 科	(一) 四〇	(一) 四〇
		機 械 科	(一) 四〇	(一) 四〇
		電 気 科	(一) 四〇	(一) 四〇
		建 築 科	(一) 四〇	(一) 四〇
			(三) 一二〇	(三) 一二〇

定 時 制 合 計	ひばりが丘		中 央				谷 村 工 業	都 留	山 梨	巨 摩
	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	夜	夜	
	普 通 科	情 報 経 理 科	普 通 科	情 報 経 理 科	普 通 科	情 報 経 理 科	普 通 科	普 通 科	普 通 科	
	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 三〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	
	(一六) 五九〇	(三) 九〇	(五) 一八〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	(一) 四〇	

(注) 定員欄及び計欄の()は、学級数を示す。
 (通信制課程)

学 校 名	部	学 科 名	定 員	計
中 央	普 通 科		一〇〇	二〇〇
	衛 生 看 護 科		一〇〇	

(特別支援学校)

ふじぎくろ支援		やまびこ支援		わかば支援		あけぼの支援		甲府支援		ろう		盲						
高等部		高等部		高等部		高等部		高等部		高等部		幼稚部	高等部					幼稚部
普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科		専攻科・理療科	専攻科・保健理療科	保健理療科	普通科(重複障害)	普通科	
若干名	一六	若干名	一六	若干名	三二	若干名	八	若干名	八	若干名	八	若干名	八	八	八	若干名	八	若干名

かえで支援	
高等部	
普通科(重複障害)	普通科
若干名	三二

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番